

## 令和4年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

東山児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考してください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えは「○：できている（評価の着眼点が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できない（評価の着眼点の事項がほとんどできない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）コメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

### I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	クラブの職員全員が、東京都放課後児童支援員認定資格研修を受講し趣旨を理解した上で「放課後児童クラブ運営指針」を基に年間事業計画を作成している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童支援員研修を受講し内容を職員間で理解・共有し子どもたちが安全・安心に過ごせるよう支援にあたっている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安全・安心に過ごせるように、基本的生活習慣が身に付くよう支援にあたっている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	必要に応じて保護者と連絡をとり、子どもの情報を共有している。学校とも懇談を持つなど、子ども一人ひとりの特性をつかみ、支援につなげている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	子育て支援課研修や職場内OJTなどに参加することで、職員全員が足並みを揃えて育成支援に関わっている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	児童の権利に関する条約や目黒区子ども条例に鑑み、子どもの意見表明の機会を設け遊びや生活面に反映させている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	区の公務員倫理研修、倫理ミーティングに参加することで、職員一人ひとりが公正な職務の遂行にあたっている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	電話、連絡帳、面談等で保護者からの要望、意見、心配事をきき、迅速回答を目指している。また匿名でも要望等が出来る第三者評価や利用者アンケートを行い、回答をしている。（今年度は利用者アンケート）
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	保育の振り返りや進捗状況などを共有し、対応策の確認等を日々行い職員集団として事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子育て支援課主催研修、職場内OJT研修、放課後児童支援員研修などの研修に参加し、子どもの発達段階を学んでいる。またその発達過程に合わせた支援を行いうる努めている。

### II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	職員全員が放課後児童支援員研修を受講し、日々の保育の中で確認している。また、様々な研修に参加することで、自己研鑽に努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもたちの発達段階を考慮し自主性・主体性を尊重した保育を大事にしている。70名近い大所帯のため、どの子どもにとっても理想的な環境になっているとは言い難い。しかし、職員で連携し、いろいろな手法を模索しながら支援を行っている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	—	区の基準に基づき、受け入れを行っている。今年度は障害のある児童の受け入れは無し。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	—	在籍小学校や保護者より育成履歴をきき、保育にあたっている。また発達協会などの専門機関による巡回指導を受けて、その子の障害に合わせた保育内容を進めている。別途介助の基準に基づき人的配置有り。今年度は障害のある児童の在籍無。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	(1)児童虐待への対応	○	子ども一人ひとりと信頼関係を築くことで、子どもからの相談に応じている。また、気になる子どもについて職員間で情報共有し、児童虐待の早期発見に努め、場合によつては子ども家庭支援センターとの連携を図っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもの対応	○	子どもの家庭状況、発達状況に配慮し、その子ども、保護者の双方の声に耳を傾けることで、適切な支援ができるよう努めている。スーパーバイザーの活用など専門家によるアドバイスを受け支援にあたっている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもの対応	○	公務員として守秘義務を厳守し、情報セキュリティ研修などを通じて、情報の扱い方にについて確認している。また情報漏洩がないよう、職員間で確認を行っている。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	連絡帳を通じて、出欠席、ケガ・トラブルについて、やり取りしている。また、電話連絡と個人面談などで、保護者へ日々の子どもの様子を伝えている。年に数回保護者会を開催し、クラブの様子を伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○	年に数回個人面談期間を設け、保護者と直接言葉を交わす機会を持っている。連絡帳だけでは伝わりにくい面があるため、迎えにきた時など少しの時間でも保護者と会話をするようにしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	△	親子行事など行事の参加協力では、希望制で保護者の自己決定を尊重している。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、行事などの取り組みは行えていない。保護者組織である父母会は現在休止となっていいる。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	学童保育クラブ保育方針・総括」で重点課題、取り組みを設定している。それを基に月案、週案を立案し育成支援をしている。また第1回保護者会で保護者に保育方針について説明し理解を得ている。日々の保育では職員間で打ち合わせ確認をしている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、引継ぎ日報、おやつの発注、面談記録、保育環境の整備、各種行事の企画立案、お知らせなどの発行、子ども担当者会議出席、住区まつり実行委員会参加等を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	学校だより、学年だより等を通じて、学校行事や帰宅時間を把握した。また、学級担任と懇談をするなどで学校での子どもの様子を把握するよう努めた。なお学校行事や公開授業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参観できていない。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	公務員としての守秘義務に則した対応をしている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	合同避難訓練や施設連絡会に参加している。必要に応じて、情報共有等の連携を図っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	住区まつりに参加するなど、関わりを持つことはできたが、情報交換、情報共有をするまでの関係にはなっていない。引き続き、クラブの活動を理解してもらえるよう、地域との関わりを持つよう努める。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館の各部屋利用や児童館の各種行事に、子ども自身が主体的に関わることができた。3年生以上は下校時間やクラブの生活(学習・おやつなど)により、自由時間が少なく、児童館で過ごす時間があまり無かった。

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○ おやつについては、課の定めた基準を満たすよう確認をしながら提供をしている。また、感染症等の対策については、子どもたちに手洗い・消毒を促したり、玩具、机、椅子等の消毒を適直行っている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○ 危機管理マニュアルを作成している。また「危機管理・安全衛生について」の研修で怪我、病気への対応を習得している。
	(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○ 月1回の防災・防犯訓練を実施している。また、安心でんしょばとの配信訓練も行っている。災害時初期対応マニュアルを用意し、職員で共有している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○ 毎日連絡帳で帰宅時間を把握している。子どもたちへの注意喚起の声掛けや、生活安全課からの情報提供を受け、時には同行するなどで安全確保に努めている。地域安全マップを作成し危険個所を把握している。また今年度より、安心でんしょばとの導入と登録の促進を行っている。

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1)施設	△放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	安全管理の問題で、クラブ室内が静的遊び(学習を含む)と動的遊びの空間に分けることが難しい。職員の目が届きやすいように工夫をしながら、どのように空間を分けるかが課題となっている。
	(2)設備、備品等	△放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△平成29年度より、ロッカーカーを新しいものに交換したり、椅子と机を新規に購入し、生活環境を整えてきた。築年数50年を超える施設の古さが目立つてきている。安全のためにも棚の扉の修理など計画的にすすめていく。
19 職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○ 目黒区職員配置基準に基づき複数の職員が配置されている。
	(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○ 集団の規模は70名だが、ひとつの支援単位として運営している。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○ 放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、待遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○ 子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20 子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△ 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○ 開所時間は、8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22 利用開始等に關わる留意事項		○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○ 区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○ 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○ 放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○ 目黒区安全衛生委員会、および児童施設安全衛生委員会で職場環境測定、ストレスチェック、より良い職場づくりアンケート改善策の実施を行っている。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○ 放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徵収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○ 事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。